

東日本大震災から
9ヶ月

2011年

日
時

12月11日(日)

13時～16時

場
所

難波別院（南御堂）
同朋会館講堂
(定員 250名)
地下鉄「本町駅」

参
加
費

無 料

福島第一原子力発電所の事故によって避難された方や福島県の方が、学校で「放射能がうつる」などと、はやし立てられたり、転入や入居、自動車の通行やタクシーの乗車などを拒否されたりという、いわゆる福島差別が起こっています。

「福島」への差別・排除の解決なしに震災からの復興はありません。

差別についてともに学び、復興を考えていきましょう。

講師紹介



◇櫻井勝延さん(福島県南相馬市長)「東日本大震災と復興」

1956年生まれ。福島県南相馬市原町区出身。2003年に原町市議会議員、2006年に南相馬市議会議員を経て2010年より現職。東日本大震災による福島第一原発事故後、動画サイト「YouTube」で、支援物資が南相馬市内に入ってこない窮状を全世界に訴え、ニューヨークタイムズの「世界で最も影響力のある100人」に選ばれる。福島県南相馬市の復興に全力で取り組んでいる。



◇飯田清和さん「原子爆弾と被爆者差別」

1935年生まれ。大阪市住吉区在住。1945年8月6日、9才（国民学校3年生）の時、広島市で被爆する。広島への原爆投下の10日前に、模擬原爆（原爆投下訓練用）が大阪市東住吉区田辺に投下されたことをテレビで知る。それをきっかけにこれまで被爆体験を語られなかつたが、2003年から学校などで広島被爆者としての体験を語り、命の尊さや平和の大切さを訴えている。



◇村田三郎さん「放射線の影響 正しい知識」

内科医、阪南中央病院副院長。水俣病、原爆被爆や原発労働者の被曝・労災、JCO臨界事故の裁判にかかわる。原発の労働者被ばく問題に長年関わり、被ばく労働に関する労災認定に尽力。内部被ばくにも警鐘を鳴らし続けている。



◇奥田均さん（コーディネーター）

近畿大学人権問題研究所教授。
大阪市社会福祉協議会理事、大阪人権博物館理事、大阪府人権協会理事。
差別禁止法の制定を求める市民活動委員会共同代表。



◇主催：大阪府内被災者相談支援協議会

関西被災者支援相談ネットワーク・大阪府府民文化部人権室・財団法人大阪府人権協会

◇協力：差別禁止法の制定を求める市民活動委員会、大阪弁護士会、大阪司法書士会、

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会、

真宗大谷派難波別院

◇申込・問い合わせ：財団法人大阪府人権協会
FAX 06-6581-8614 (裏面申込書)

電話 06-6581-8613
メール info@jinken-osaka.jp

福島差別についての無料相談

被災されてふる里から離れ暮らしている方の無料電話相談

0120-760-222 毎週月・火 14時～20時 (2012年3月末まで)

主催 特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ関西グループ
協力 財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）

震災と女性・子ども・障害者・外国人の人権 ～東日本大震災を通して～



日時 2011年 12月10日（土）
18時30分
(開場は18時15分)

場所 大阪府立男女共同参画・青少年センター
(ドーンセンター)
大会議室2（5階）

参加費 500円

<内容>

2011年3月11日の東日本大震災で、地震、津波による被害を受けた地域で暮らしていた人々は、家を離れることを余儀なくされ避難生活を強いられました。長期にわたる避難生活の中で女性や子ども、障害者、外国人は、どのような状況に置かれているのでしょうか。

今回、ヒューマンライツ・ナウ関西グループでは、1948年に世界人権宣言が採択された日を記念して制定された、「世界人権デー」の企画として、「震災と人権」を取り上げ、そのなかでも社会的弱者である女性や子ども、障害者、外国人に焦点を当てます。

現地に何度も足を運び、ボランティア活動をされている方に講師としてお越しいただきます。災害時において社会的弱者の人権を守るためにどうすればいいのか、一緒に考えましょう。

<講師>

鴨井 健二さん

社会福祉法人さつき福祉会の常務理事。

震災後、宮城や福島を訪問し、健常者の2倍の被害を受けたと言われる障害者への支援を行っています。

早崎 直美さん

RINK（すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク）事務局長。

宮城などの被災地を訪問し、外国人支援のネットワークを通じて、外国人の置かれた状況を調査しています。

久保田 祐佳さん

弁護士（第二東京弁護士会所属）。ヒューマンライツ・ナウ会員。

震災直後から諸団体を通じて女性や子ども、外国人のための支援活動に関与しています。継続的な相談活動から、被災者が置かれた状況の変化に対応して活動の工夫を重ねています。

伊藤 和子さん

弁護士（東京弁護士会所属）。ヒューマンライツ・ナウ事務局長。

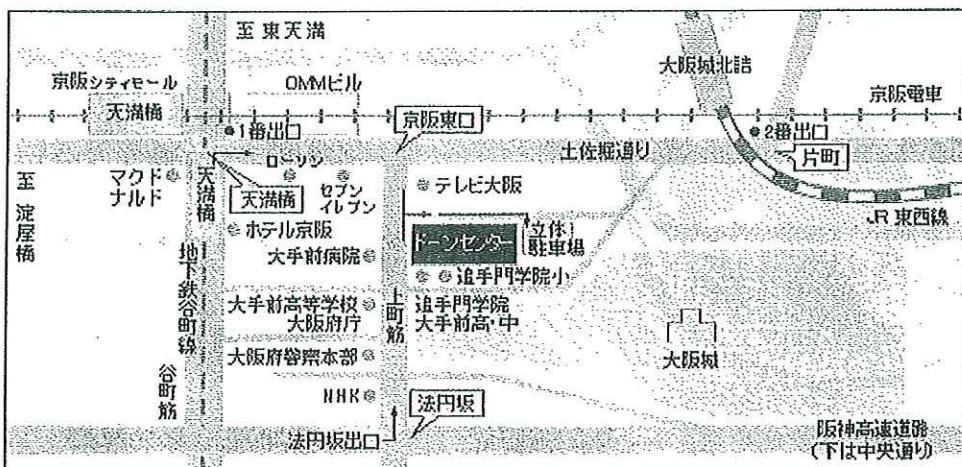
震災後、ヒューマンライツ・ナウの事務局長として直ちに「震災プロジェクト」を立ち上げ、現地に何度も足を運んでいます。

被害実態に基づき、国際的な基準に則した、災害時の人権保障を提言するなどの精力的な活動をしています。

<特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ (HRN) >

HRN とは、法律家、研究者、ジャーナリスト、NGO 係者などが主体となって、世界で確立された人権水準を国内外で実現するための国際人権 NGO です。

●会場アクセス●



- ・京阪「天満橋」駅下車。東口方面の改札から地下通路を通って1番出口より東へ約 350m。
- ・地下鉄谷町線「天満橋」駅下車。1番出口より東へ約 350m。
- ・JR 東西線「大阪城北詰」駅下車。2番出口より土佐堀通り沿いに西へ約 550m。

主催：特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 3F

TEL 03-3835-2110

FAX 03-3834-2406

お問い合わせはこちらまで：hrn_kansai@yahoo.co.jp (関西グループ)

～ヒューマンライツ・ナウは、国境を越えて世界、特にアジア地域の人権問題解決のために活動する NGO です。世界の人権侵害をウォッチすること、レポートすること、そして政策提言する事が私たちの活動の柱です～

協力：財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）

Human
Rights
NOW



貧困問題連続市民講座

雇用も福祉もボロボロのネットと成り果てた我が国では格差と貧困が拡大しています。アメリカ型の新自由主義・市場原理主義が行き詰まりを見せ、今、「新しい国のあり方」が問われています。

在野の法律専門家集団である私たち、大阪弁護士会も、このたび、貧困・生活再建問題対策本部を設置し、本格的にこの問題に取り組んでいくことになりました。

平成21年8月から始まった、この連続講座では、雇用や社会保障の諸分野の制度について、第一線で活躍する研究者の皆さんに、じっくりと講義をしていただいています。毎回、多くの市民の方に参加いただいているが、「分かりやすい」「ためになつた」「また来たい」と大好評です。

第21講、22講に引き続き、第23講以降は社会保障を支える財源(税制)を学ぶ企画となっております。

我が国の制度改善を考えるにあたって、大いに参考になるはずです。

ぜひ、お気軽に足をお運びください。

あなたの職場、あなたの家族、あなたの依頼者、そして、あなた自身にも、きっと関わりのある問題です。是非、お誘い合わせのうえ、多数ご参加ください。

■ 参加費無料・申込不要

■ 日時:各日共に 18:30~20:30

※各回の開催日、内容、講師の詳細は裏面をご覧ください。

■ 会場:大阪弁護士会館

(大阪市北区西天満1-12-5)



第23講

負担を減らして社会保障を充実させる

日時：9月9日（金） 講師：菊池英博さん（日本金融財政研究所 所長）

【プロフィール】

東京大学教養学部卒後東京銀行（現三井東京UFJ銀行）入行、ニューヨーク支店為替課、ミラノ支店長、三井東京銀行取締役頭取などを歴任、東京銀行が三菱銀行と合併する1年前の1995年より文京女子大学（現文京学院大学）教授を12年間務めた。現在シンクタンク日本金融財政研究所所長。1998年の金融危機のときは、「経営責任と株主責任を明確にして大手銀行に公的資金注入を提案（資金量25兆円）、法制化する」「日本は財政危機ではない、政策危機である」「5年で100兆円の緊急補正予算」を提案。著書には、「銀行ビッグバン」（朝洋経済、1995）、「増税が日本を破壊する」（ダイヤモンド社、2005）、「消費税はゼロ%にできる」（同、2009）などがある。

番外編

働きがいのある人間らしい仕事—ディーセント・ワークの実現のために

日時：10月4日（火） 講師：西谷 敏さん（大阪市立大学名誉教授）

【プロフィール】

1943年神戸市生まれ。1966年京都大学法学部卒業、1971年京都大学大学院法學研究科博士課程単位取得満期退学。同年大阪市立大学助教授、1983～2007年同大学教授。2007～2010年近畿大学法科大学院教授。2001年から奈良県労働委員会公益委員。主な著書に、「労働法における個人と集團」（1992年有斐閣）、「ひとり社会の条件—日本とドイツの労働者権」（1992年労働旬報社）、「労働組合法」（1998年、【第2版】2006年有斐閣）、「規制が支える自己決定—労働法的規制システムの再構築—」（2004年、法律文化社）、「労働法」（2008年日本評論社）、「労働契約法」（獨著、2010年、旬報社）、「人権としてのディーセント・ワーカー働きがいのある人間らしい仕事—」（2011年旬報社）などがある。

第24講

富裕者課税論

日時：11月1日（火） 講師：安藤 実さん（静岡大学名誉教授）

【プロフィール】

日本租税理論学会理事長。1934年、北海道旭川生まれ。早稲田大学政経学部卒、法政大学大学院博士課程経済学専攻修了。東洋経済新報社嘱託社員、静岡大学人文学部講師（財政学）、教授、人文学部長を経て、1997年3月定年退官。札幌学院大学教授、名古屋学院大学教授などを経て、2007年3月退職。共著に「消費税の研究」（1990年、青木書店）、「富裕者課税論」（2009年、桜井書店）などがある。

第25講

税制と社会保障（仮）

日時：12月6日（火） 講師：関口 智さん（立教大学経済学部経済政策学科准教授）

【プロフィール】

専攻は財政学・租税論。東京大学大学院経済学研究科博士課程、新日本監査法人（現：新日本有限責任監査法人）を経て、現在、立教大学経済学部・大学院経済学研究科准教授。2010年から政府税制調査会専門家委員会委員。共著に『希望の構想—分権・社会保障・財政改革のトータルプラン』（岩波書店、2006年）などがある。

原発問題連続学習会 大阪弁護士会



福島第一原子力発電所で発生した事故は、今なお収束していません。環境中には大量の放射性物質が排出され続けています。自然環境や住民の健康のみならず、農林水産物、食品、地域経済にも広く深く影響が広がっています。多くの市民がふるさとを奪われ、帰れる目途もたちません。

一たび事故を起こせば、このような甚大な被害をもたらす原子力発電。これまで、この原発に依存してきた私たち自身の暮らしや社会のあり方を見直さなければならないのではないでしょうか。そして、そのためにはまず何よりも正しい知識を身につけなければなりません。

大阪弁護士会は、原発に関する様々な問題について広く市民の皆様とともに学習するために、連続学習会を企画しました。

ぜひ多数ご参加くださるようお待ちしております。

■参加費無料・申込不要

■日時:各日共に18:30~20:30

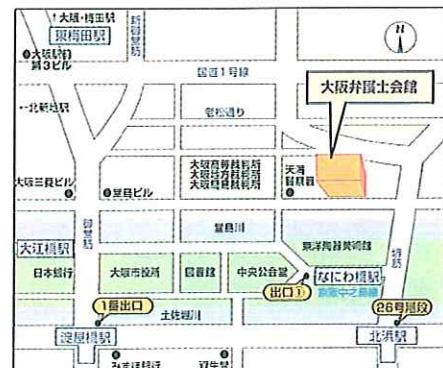
※各回の開催日、内容、講師の詳細は裏面をご覧ください。

■会場:大阪弁護士会館

大阪市北区西天満1-12-5

【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口(1)から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分



大阪弁護士会 原発問題連続学習会

第3回

10月21日(金)
午後6時30分～
(受付開始午後6時)

「地球温暖化と原発」(仮)

【講師】浅岡 美恵さん(京都弁護士会所属弁護士)

【プロフィール】

京都大学法学部卒業。1972年京都弁護士会登録。特定非営利活動法人気候ネットワーク代表。日弁連公害対策・環境保全委員会地球温暖化プロジェクトチーム委員。中央環境審議会委員。内閣府原子力委員会新大綱策定会議委員。

第4回

11月7日(月)
午後6時30分～
(受付開始午後6時)

「放射線の人体に与える影響～内部被曝と外部被曝～」

【講師】肥田 舜太郎さん(医師)

【プロフィール】

1917年広島生まれ。1944年陸軍軍医学校を卒業、軍医少尉として広島陸軍病院に赴任。1945年広島にて被爆。被爆者救援にあたる。全日本民医連理事、埼玉民医連会長などを歴任。現在、全日本民医連顧問、日本被団協原爆被害者中央相談所理事長。著書に『ヒロシマを生きのびて』(あけび書房)、『内部被曝の脅威』(共著、ちくま新書)など。

第5回

11月28日(月)
午後6時30分～
(受付開始午後6時)

「核燃料廃棄物の問題点」「原発のしくみと安全性」

【講師】澤井 正子さん(NPO法人 原子力資料情報室)

【プロフィール】1953年東京生まれ、中央大学経済学部卒業。チェルノブイリ原発事故後、故高木仁三郎さんが主宰した「反原発出前お店」の活動に参加し、各地の原子力発電所や青森県六ヶ所村を訪れる。1992年から原子力資料情報室スタッフとなり、再処理、廃棄物問題を担当。

【講師】只野 靖さん(第二東京弁護士会所属弁護士)

【プロフィール】早稲田大学法学部卒業。2001年弁護士登録(54期)。浜岡原発運転差止訴訟、大間原発運転差止訴訟、上関原発公有水面埋立免許取消訴訟等に関わる。

第6回

12月14日(水)
午後6時30分～
(受付開始午後6時)

「原子力にまつわる利権、原子力政策における司法の役割」

【講師】岩淵 正明さん(金沢弁護士会所属弁護士)

【プロフィール】

東京大学法学部卒業。1976年金沢弁護士会登録。日弁連公害対策・環境保全委員会エネルギー・原子力部会委員。金沢弁護士会公害対策委員会委員。志賀原発差止訴訟弁護団団長。金沢大学法科大学院非常勤講師(環境法)。

第7回

1月16日(月)
午後6時30分～
(受付開始午後6時)

「原発労働問題」

【講師】齊加尚代さん
(毎日放送ディレクター)

【講師】萬井隆令さん
(龍谷大学名誉教授)

第8回

2月14日(火)
午後6時30分～
(受付開始午後6時)

「自然エネルギーの可能性」

【講師】山下紀明さん
(環境エネルギー政策研究所主任研究員)

第9回

日程未定

「脱原発社会へ」

【講師】未定

近畿各地弁護士会 原発賠償一斉説明会＋なんでも相談会

近畿6つの弁護士会では、本シンポジウムと連動して、各地の避難者の皆様のための、原発賠償の説明会と相談会を一斉に以下のとおり開催します。
是非ともご参加ください。

主 催	日 時	場 所
大阪弁護士会	2011年12月4日(日) 午後1時～午後5時	エル・おおさか
京都弁護士会	2011年12月4日(日) 午後1時～午後4時	京都弁護士会館
兵庫県弁護士会	2011年12月10日(土) 午後2時～午後5時	兵庫県弁護士会館
奈良弁護士会(説明会)	2011年12月10日(土) 午後1時30分～午後2時30分	奈良県教育会館
奈良弁護士会(相談会)	2011年12月10日(土) 午後3時～午後5時	奈良弁護士会館
滋賀弁護士会	2011年12月10日(土) 午後1時～午後4時	滋賀弁護士会館
和歌山弁護士会	2011年12月10日(土) 午後1時～午後4時	和歌山弁護士会館

詳しくは別紙チラシをご覧ください。

原発賠償 説明会

+

なんでも 相談会

大阪府立労働センター

12月4日(日)
午後1時～5時

エル・おおさか

※このほか、大阪府下各自治体で開催を予定しております。順次お知らせします。

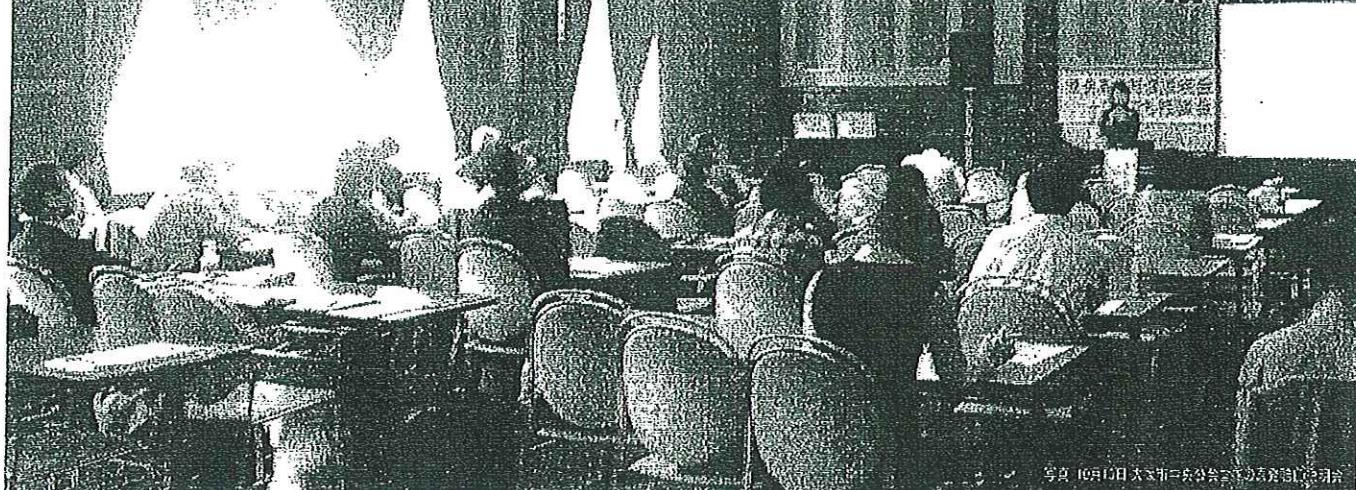


写真 10月10日 大阪市立労働センターの会場

ご参加・相談無料

◇第1部◇

原発賠償説明会

賠償を求める方法は、ひとつではありません



東京電力への賠償請求方法は、ひとつではありません。
あなたに合った方法を探してください。また、ご希望の方には損害賠償時に使える「被災者ノート」をお配りしますので、あわせてご利用ください。

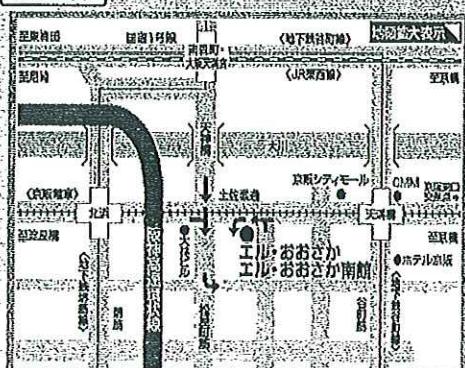
当日ご予約をせずご来場いただくことはできますが、可能な限り前日までにお問い合わせ番号までお電話のうえ、お申ください。

託児室があります。

小さなお子様をお連れになつても安心してご相談いただけます。

ここでの問題など、メンタルケアに対応できるスタッフも待機しております。

会場案内



〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14
地下鉄谷町線・京阪電鉄「天満橋」駅から西へ300m

◇第2部◇

なんでも相談会



第2部では、原発賠償請求にかかわらず、東日本大震災にかかる法的トラブルの相談に、大阪弁護士会所属の弁護士が対応いたします。

家や車のローン・借金の問題、就職先の問題、労働に関する問題、死亡と相続に関する問題など、「なんでも」ご相談ください。

お問い合わせ

06-6364-1248

平日(月曜日～金曜日) 午前9時15分～午後8時

主催

大阪弁護士会

原発賠償 説明会

なんでも 相談会 続々 開催中!

東日本大震災 被災者のみなさまへ

11月29日(火)

18:00~20:30

豊中市役所

11月6日(日)

11:00~15:00

吹田市立自然体験交流センター

12月4日(日)

13:00~17:00

エル・おおさか 大阪府立労働センター
→詳しいご案内は裏面をご覧ください

11月12日(土)

9:30~12:00

堺市立桙(とか)文化会館

11月15日(火)

18:30~21:00

和泉市役所
職員会館

開催中!

11月14日(月)・12月12日(月)

両日とも13:00~16:00

門真市役所

終了
11月25日(火)
豊中市社会福祉協議会

11月14日(月)・12月12日(月)

両日とも13:00~16:00

門真市役所

終了
11月25日(火)
高槻市役所

終了
11月25日(火)
東大阪市役所

枚方市
開催日調整中
→決定したい大阪弁護士会
ホームページでご案内いたします。

終了
11月25日(火)
八尾市役所

終了
11月25日(火)
大阪府中央公会堂

11月11日(金)

9:00~12:00

泉大津市役所 会議室

大阪弁護士会総合法律相談センター
受付時間:平日(月曜日~金曜日)午前9時15分~午後8時
※自治休憩についてのお問い合わせは、午後5時までにお願いいたします

06-6364-1248

【おことわり】

一部の会場では、会場規模等によりなんでも相談会のみを実施し、賠償の説明については、個別対応させていただく場合もあります。

お問い合わせ

大阪弁護士会総合法律相談センター
受付時間:平日(月曜日~金曜日)午前9時15分~午後8時
※自治休憩についてのお問い合わせは、午後5時までにお願いいたします



小さなお子様をお連れになっても
安心してご相談いただけます。

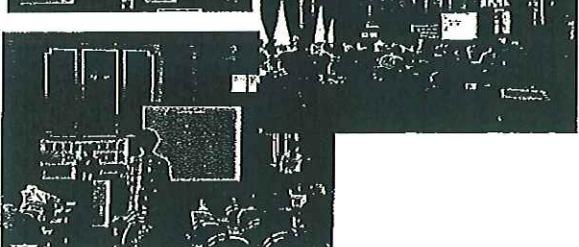


ここでの問題など、メンタルケアに
対応できるスタッフも待機しております。



原発賠償説明会 なんでも相談会 10月15日(土) 大阪市中央公会堂

report



10月15日(土)に大阪市中央公会堂にて原発賠償説明会を実施しました。当日は多くの避難者の方がお越しになり、最新の東京電力への賠償方法などに耳を傾けておられました。終了後、弁護士会館にて行われたなんでも相談会では、それぞれが抱える問題について弁護士に相談しておられました。

東日本大震災被災者 電話無料法律相談

申込専用電話

0120-80-8585

【通話料無料：携帯電話・PHSからもご利用になれます】



京都弁護士会は、東日本大震災被災者を対象に、
電話法律相談を実施しています。
お気軽にご利用下さい。

無料です！

受付時間：月曜～金曜（祝日除く）午後1時～午後3時30分

* 実施期間：2011年4月18日から12月28日まで（延長の可能性あり）

相談方法：申込受付後、弁護士からお電話させていただき、
相談をお伺いします（電話による無料法律相談）。



- ① まずは、上記フリーダイヤルにお電話下さい。
- ② 受付職員に対して、住所・氏名・電話番号等をお伝え下さい。
- ③ 弁護士が、折り返し、相談希望者に電話します。
- ④ 電話相談は無料です（20分以内）。

相談に引き続き弁護士に事件を依頼される場合は、
別途弁護士費用が必要となります。
収入等が一定額以下の方は、「法テラス」の弁護士
費用等の立替制度をご利用いただけます。
詳しくは、相談担当弁護士にお尋ねください。

当会の各法律相談センターで、面談による法律相談を無料で受けることができる
場合があります（法テラスの法律相談援助による無料・通常は有料）。
下記へお問合せください。



きっとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会

☎ 075-231-2378

【裏面もご覧ください】



近畿各地弁護士会

原発賠償一斉説明会+なんでも相談会



東日本大震災と福島原発事故は8万人を超える県外避難者を生み出し、約3000名の方々が、近畿各地で先の見えない不安の中で生活をされています。近畿の6つの弁護士会では、各地の避難者の皆さまのため、原発賠償の説明会と相談会を開催いたします。

京都弁護士会では、下記のとおり開催いたしますので、ご参加ください。

●日時：2011年12月4日（日）

13:00～16:00

●場所：京都弁護士会館 地階大ホール

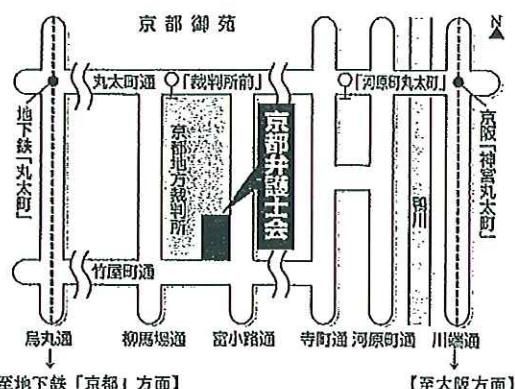
〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル

●内容：第1部：原発賠償の説明会

第2部：無料相談会

※ 無料相談会は、相談枠に限りがあるため、事前にお電話にてご予約下さい。

空きがあれば、当日の先着順で相談をお受けいただくことが可能です。



地下鉄「丸太町」下車、5番出口より竹屋町通を東に徒歩約7分。
京阪「神宮丸太町」下車、1番出口より丸太町通を西に徒歩約10分。



きっとある あなたを支える 法と智恵

主催：京都弁護士会

お問合せ・相談会のご予約は、TEL 075-231-2378へ

【裏面もご覧ください】

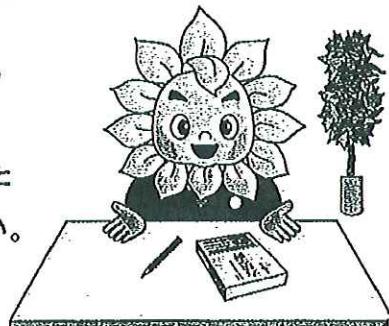
原発事故から避難されてきた皆様へ

東京電力に対する賠償請求についての

弁護士による

無料説明会・相談会

東電へ賠償請求するには、①東電から送られてきた請求書による他にも、
②原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）を利用したり、③裁判するなどの方法があります。それらの各制度についてご説明いたします。きちんとした賠償を受けるためにも、請求書を返送する前に、ぜひ弁護士にご相談下さい。
また、原発問題に限らず、震災に関する一般的なご相談もお伺いします。



12月10日(土) 午後2時～5時

兵庫県弁護士会館4階にて(地図は裏面)

対象者	原発事故による影響を被ったみなさま
内容	・賠償金請求方法について ・避難生活についての相談についての個別相談
備考	よろず相談コーナーも設置 アロママッサージコーナーや、法律問題でなくとも、様々なお気持ち、お悩みを、NPOスタッフがうかがわせていただきます。 ご家族で一緒に、ご参加ください。
協賛	NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸 NPO法人多重債務による自死をなくす会コアセンター・コスモス 兵庫県臨床心理士会

託児コーナー
も大人気！



兵庫県弁護士会

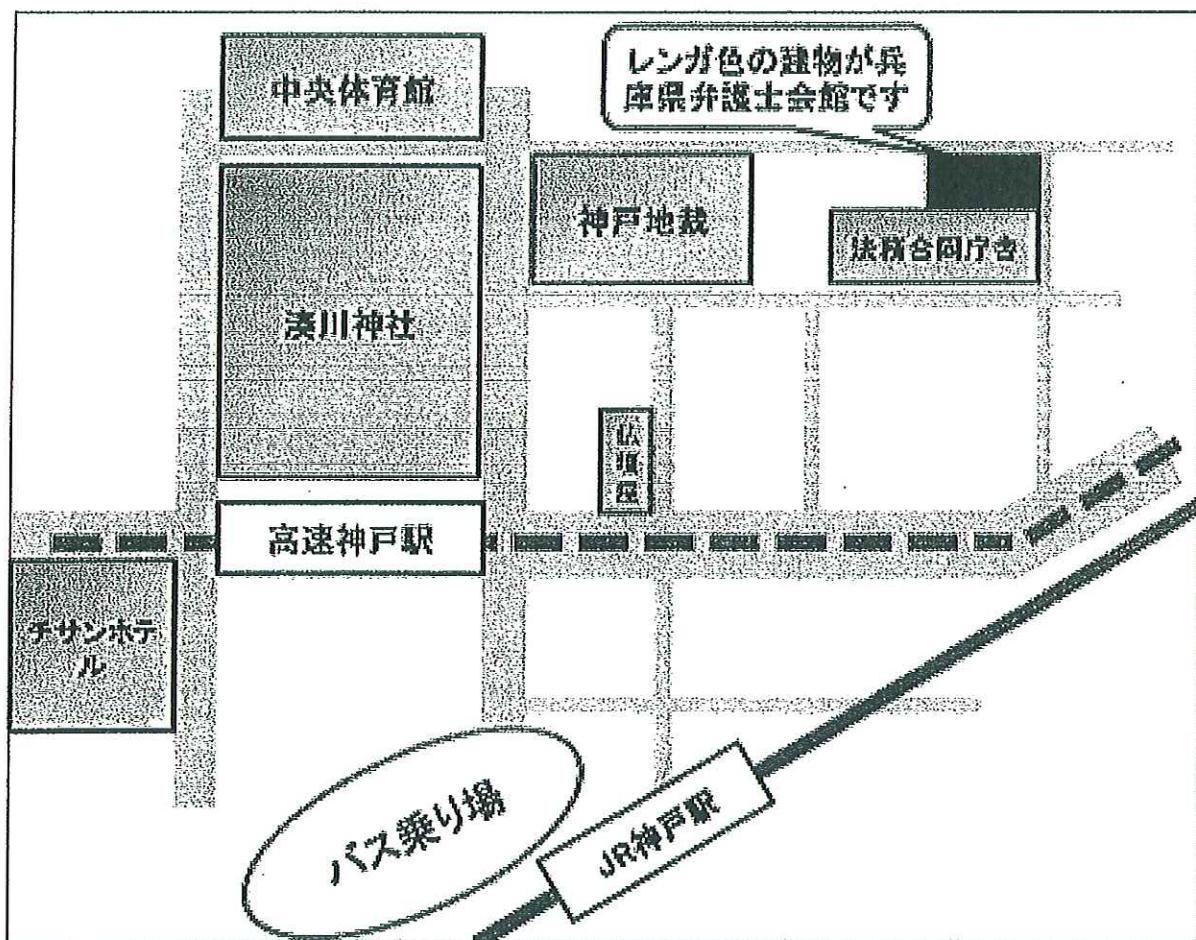
HYOGO-KEN BAR ASSOCIATION

078(341)7061

HP

www.hyogoben.or.jp/

会場までの地図



兵庫県弁護士会館

〒650-0016 兵庫県神戸市中央区橘通1-4-3

TEL: 078(341)7061

原発賠償説明会 + なんでも相談会 開催案内

奈良県に避難されている
東日本大震災
被災者のみなさんへ

12月10日(土)

説明会

時間：午後1時30分～午後2時30分 奈良県教育会館

相談会

時間：午後3時～午後5時 奈良弁護士会館

ご参加・相談無料

第1部 原発事故賠償説明会

説明会の参加申込は不要。相談会は事前
予約制。事前にお電話にて予約ください。

東電からの膨大な本請求用紙への対応など、避難者の方々の間でも、賠償請求についての様々な悩みや不安が増しているところではないでしょうか。避難の方々が賠償についての確かな理解と慎重な行動をするための説明会を開催いたします！

ローンの問題
就職生
活上の問題



第2部 なんでも相談会

第2部では、原発賠償請求にかかわらず、東日本大震災にかかる法的トラブルの相談に、弁護士が対応いたします。

家や車のローン・借金の問題、就職先の問題、労働に関する問題、死亡と相続に関する問題など、「なんでも」に相談ください。

【会場案内】



【教育会館所在地】

奈良市登大路町5-5
駅から徒歩約7分

【アクセス】

近鉄奈良線「奈良」駅下車

※いずれの会場も駐車場はございません。恐れ入ります
が、公共交通機関をご利用ください。

【弁護士会館所在地】

奈良市中筋町22番地1
駅から徒歩約5分

主催

奈良弁護士会 0742-22-2035

平日(月曜日～金曜日) 午前9時30分～12時、午後1時～午後5時

原発賠償
説明会 + なんでも
相談会 開催案内

滋賀県に拠点をもつて
東日本大震災
被災者の支援を行な

滋賀弁護士会館

12月10日(土)

時間:午後1時~

第1部 原発事故賠償説明会

原発事故への対応など、運営者
による対応の仕方や問題の性質
などについて、専門家の
意見を直接お聞きください。

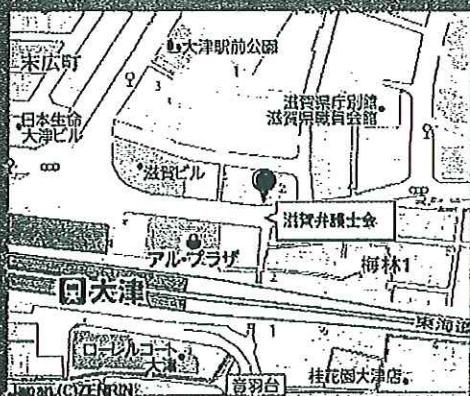
ローンの問題
避難生活上の問題
原発賠償の請求の問題
相続の問題

第2部 なんでも相談会

家や車のローン・借金の問題、就職先の問題、会社に
関する問題、死亡と相続に関する問題などを
お問い合わせください。

ご参加□相談無料

【会場案内】



【所在地】

滋賀県大津市梅林1丁目3番3号

【アクセス】

JR「大津駅」駅下車 徒歩5分

※会場に駐車場はございません。恐れ入りますが、公共交通機関をご利用ください。

主催

滋賀弁護士会 077-522-2013

お問合せ

原発賠償 説明会 + なんでも 相談会 開催案内

和歌山県で開催される
東日本大震災
被災者の相談会

12月10日(土)

説明会
時間

午後1時～午後2時

相談会
時間

午後2時～午後4時

ご参加・相談無料

第1部 原発事故賠償説明会

東電からの賠償金請求用紙への対応など、運転者の方々の間でも、当時の請求についての様々な心配や不安が残っているところではないでしょうか。運転者の方々が賠償についての信頼ある情報と真実な行動をするために、説明会を開催いたします。



第2部 なんでも相談会

第2部では、原発事故に対する心配から、東日本大震災にかかる法律トラブルの相談に、各種社会問題についてもお答えします。

家や車のローン借入の問題、身障者の方、学生に対する問題、死亡と相続に関する問題など、なんでもお聞きください。

会場案内



会場紹介

和歌山市西四番町5番地

アクセス

JR 和歌山駅下車

和歌山市バス乗車 「公園前」バス停下車徒歩5分

※会場は車両通行止めのままで、看板入り駐車場、公共交通機関をご利用ください。

073-422-4580

主催

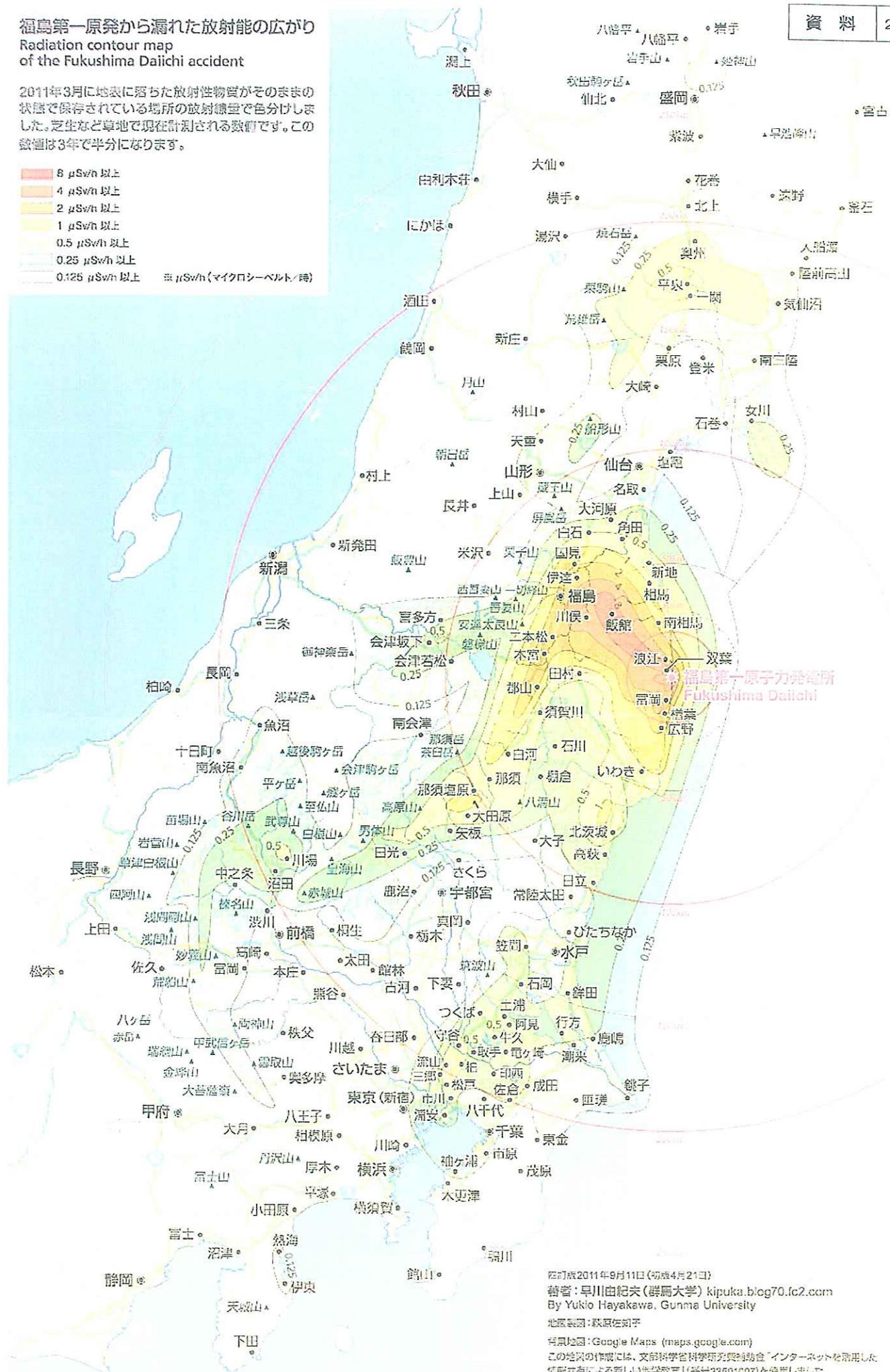
和歌山弁護士会

お問合せ

福島第一原発から漏れた放射能の広がり
Radiation contour map
of the Fukushima Daiichi accident

2011年3月に地表に落ちた放射性物質がそのままの状態で保存されている場所の放射線量で色分けしました。芝生など草地で現在計測される数値です。この数値は3年で半分になります。

8 $\mu\text{Sv/h}$ 以上
4 $\mu\text{Sv/h}$ 以上
2 $\mu\text{Sv/h}$ 以上
1 $\mu\text{Sv/h}$ 以上
0.5 $\mu\text{Sv/h}$ 以上
0.25 $\mu\text{Sv/h}$ 以上
0.125 $\mu\text{Sv/h}$ 以上
■ $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト/時)



西日本2011年9月11日(初版4月21日)
著者:早川由紀夫(群馬大学) kipuka.blog70.fc2.com
By Yukio Hayakawa, Gunma University
地区製図:秋原佐知子
背景地図:Google Maps (maps.google.com)
この地図の作成には、文部科学省科学研究費助成金「インターネットを活用した情報共有による新しい地図学教育」(学号23501007)を使用しました。

お問い合わせ先（事務局）

ご相談・お問い合わせなどお気軽にご連絡ください。

弁護士 白倉真武（大阪共同法律事務所）

住所 大阪市北区西天満4-7-1
北ビル1号館6階602号

電話 06-6362-9615
FAX 06-6362-5143

ホームページ

http://hinananshainen.sakura.ne.jp/kansai_bengoshi/index.htm

私たち、東日本大震災による原発事故被災者支援團西弁護団は、大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山の各弁護士会の災害復興支援委員会などを通じて、被災者・避難者の皆さんの支援を行っている弁護士が中心となり結成した団体です。

当弁護団では、被災者・避難者のみなさまのご相談はもちろること、東京電力に対する各種請求の代理や調査など、色々な支援・援助を通じて、避難者・被災者のみなさんの生活再建を支援します。



○ 相談したいけど費用が心配

お電話・面談にかかるわらず、ご相談は無料です。難しいことはもちろんのことと、ちょっとしたご不安でも、「こんなこと聞いても良いの？」と心配されるることなく、お気軽にご相談ください。

○ 区域外避難だから…。

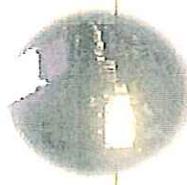
東電の定めた基準に拘束されるものではありません。区域外避難の方でもきちんと請求すれば賠償を受けられる可能性は十分あります。一度弁護士にご相談ください。

各弁護士会でも電話での無料相談を実施しておりますので、こちらもご利用ください。

大阪弁護士会
月～金 13時～16時
TEL 0120-062-545
(平成24年3月末日まで。4月1日以後は未定です。)

京都弁護士会
月～金 13時～15時30分
TEL 0120-80-8585

東京電力に対する 請求の概要



- ① 東京電力に対する直営の本請求
- ② 原子力損害賠償争議解決センター（原発ADR）を利用する方法
- ③ 裁判所に裁判を起こす方法

★ どの方法をとるのが最も有利かは、人それぞれです。
また、請求書の記載方法や金額・内容などは非常にややこしく難しいものですので、よく考えて行うことが必要です。まずは、弁護士にご相談ください。
★ 東電の定めた請求書用紙に拘束されることはありません。

東京電力は、2か月以内に請求書を提出することを求めていますが、これを過ぎたからといって、請求ができるなくなることはありません（法律上は今回の原発事故で損害が発生した日から3年間は請求ができます）。すでに過ぎてしまったと諦めずにまた慌てて提出する前に、一度ご相談ください。

★ 東電から送られてきた合意書の返送には注意を！！
本請求をしたことにより東電から送られてきた合意書に、署名、押印して返送すると、合意した部分については、後から追加の請求ができないくなる危険性があります。合意書を提出する前に一度、弁護士にご相談ください。

○ 費用について

- 1 ご相談に関する費用
電話や面談によるご相談は、無料です。
- 2 ご依頼時に必要な費用
弁護士が事件を始めるにあたっての実費として、1万円をご用意ください。
- 3 成功報酬
裁判やその他の手続きによって、東京電力から支払を受けたときには、成功報酬として、支払を受けた金額について、次の割合を自処に成功報酬を頂戴することになります。

- ① 東電への直接請求の場合 3%（消費税別）
 - ② ADRの場合 5%（消費税別）
 - ③ 裁判による場合 10%（消費税別）
- 4 その他の費用
次の費用に関しては、東京電力から支払を受け終了する際に、成功報酬とは別途精算させて頂きます。

- ① 日当 弁護士が遠方（近畿2府4県外）へ出張した場合、別途交通費と日当（1万5000円・消費税別）。
- ② 裁判等に関する実費
裁判などの手続きをする際の、裁判所に納める印紙・郵便切手代・遠方の裁判所等への新幹線などの実費。